

議事要旨(5) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、西川委員長（専門委員長）及び山中専門研究員より論点整理公表に向けた検討状況について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

（論点整理全般について）

- ・ ある委員から、複数の論点において、市場において効率的に価格形成が行われていることを前提とした議論が見受けられるが、今回の金融危機のように市場における価格が必ずしも公正価値とは言えないような状況が生じ得ることを明示的に認識したうえで議論を行うべきであるとの意見があった。
- ・ 複数の委員から、本プロジェクトが公正価値測定の範囲を広げるものではないことを、論点整理において明確に示すべきであるとの意見があった。

（個別の論点について）

- ・ ある委員から、一定時点における価格ではなく、一定期間の平均値を公正価値とする考え方も論点としてあり得るのではないかとのコメントがなされた。これに対して事務局からは、日本基準においては、その他有価証券等の評価において1か月平均といった考え方も一部認められており、それは、前述の市場価格が必ずしも公正な評価額とは言えないのではないかという状況を想定したものかもしれないとの回答がなされたほか、国際的な基準においては測定日における価格を公正価値とする考え方が採用されており、公正価値測定は、測定日時点における市場参加者間の取引を前提とすると、一定時点における価格を公正価値とするという考えが原則論になるという考えも示された。また、オブザーバーからは、IASB では、平均値を公正価値とするという議論はなされていないとの回答がなされた。
- ・ ある委員から、市場で決定された価格は基本的に調整なしに受け入れられていると思うが、市場価格が必ずしも公正な価格を示すとは限らないという考えが示された。例えば、現状とは逆に、市場が過熱している状況において、実態と離れた資産価格に基づくために借入が可能になることで高いレバレッジが達成できてしまう問題についても、規制なり会計のいずれかの観点で対応すべきかについて議論することは有益かもしれないとのコメントがなされた。これに対してオブザーバーからは、有益な論点と考えられるが、IASB において同様の論点についての議論はしていないとの回答がなされた。
- ・ ある委員から、大量保有要因を調整しない一方で、最有効使用の仮定に基づくという見方は、M&A等の場面を想定した場合、大量に株式を保有している企業にメリットが存在することを考えると、やや矛盾しているのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、最有効使用の議論は主に土地などの固定資産を念頭に置

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いたものである一方、大量保有要因を含む他の論点は主に金融商品を念頭においたものであるため、そもそも両者間に矛盾は生じないと思われるとの回答がなされた。また、オブザーバーから、支配プレミアムについては数量化の難しさ等もあって米国及び IASB の基準に織り込まれていないが、これまでも論点としては認識されているとの回答がなされた。

- ある委員から、例えば、証券化商品等の資産を公正価値で測定しているヘッジファンドが、資金繰りの必要性から当該公正価値より低い価格での換金売りを余儀なくされる状況が存在すると思われるが、そうした近い将来に実現が予想される差額（売却損）に対して会計上何らかの手当てを行うことは考えられないのかとの質問がなされた。これに対して、オブザーバーからは、市場がなくなれば公正価値の算定に際して企業の判断の要素は増加するが、流動性要因も基本的に公正価値の算定に反映されるので、理論上、そうした差額は存在しないという整理になると思われるとの回答がなされた。これに対して、当該委員からは、公正価値以下で売却をせざるを得ない場合には、その価格での売却を前提とした流動性リザーブをたてるといった考え方もあるのではないかという意見が出された。また事務局からは、流動性要因といった調整要素の公正価値への反映をするかしないかという大量保有要因の論点に関連した論点ではないかという意見のほか、観察可能なインプットが入手できない場合においては取引価格を公正価値とすべきとする IAS 第 39 号と、観察可能なインプットがない場合においても企業の判断要素を加味して測定された価格を公正価値とする SFAS 第 157 号との違いにも留意しながら検討していきたいとの意見も示された。

以 上